会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成29年5月25日

奄美市農業委員会

第5回定例総会議事録

署名委員 吉 卓男

署名委員 平井孝宜

奄美市農業委員会第5回定例総会議事録

- 1. 招集日時 平成29年5月25日(水) 午前9時30分~
- 2. 招集場所 市役所 4 階大会議室
- 3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	前山重一郎	9	大山美智子
2	西 盛満	10	中棚昭三十
3	山下 優子	11	肥後 安美
4	榮 清安	12	濱手 薫
5	福島 吉宏	13	土浜 良二
6	前田 孝德	14	中村 秀明
7	松崎 文好	15	吉 卓男
8	野﨑 清志	16	平井 孝宜

- 4. 欠席委員 なし
- 5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 事務局次長 池 秀平

笠利分室長 朝 至和

住用分室長 茂木 幸生 住用分室主幹 原 俊三

- 6. 報告事項
 - 出張報告
 - ・ 6 月定例総会日程について
 - ・委員研修について
 - ・農地パトロールについて

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第34号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の 決定について

議案第35号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について 議案第36号 住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について 議案第37号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

協議事項

(4) その他

議長

(前山会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。 これから、平成29年第5回定例総会を開会いたします。

(欠席委員はなし)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員に15番吉 卓男委員と16番平井 孝宜委員の 2名を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第32号から議案第37号までの6件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって

本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入ります。

日程第3

議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といた

しますが、本案には会長の調査報告案件が含まれておりますので、議長を会 長代理と交代して議事を進めたいと思います。

(議長交代)

議 長 (松崎会長代理)

議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といた します。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局 (川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

No.15につきましては、売買による所有権の移転でございます。 3ページ にありますように受人はサトウキビを 67.1アール栽培しており、取得地 にもサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No.16につきましては、売買による所有権の移転でございます。17ページにありますように受人はサトウキビを76.9アール栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

No.17につきましては、贈与による所有権の移転でございます。28ページにありますように受人は野菜、バナナ23.5アール栽培しており、取得地にも野菜等を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。

以上3件でございます。

農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えられます。

議 長 (松崎会長代理)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受 人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。

8番 (野﨑委員)

議案第32号農地法第3条の規定による許可申請のNo.15の譲渡人について調査報告をいたします。

5月22日譲受人に確認をいたしました。知人、友人等から紹介を受けて申請の農地を譲り受ける事は間違いないという事でした。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりであります

のでご報告いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

1番 (前山委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.15の渡人について調査報告をいたします。

5月21と22日に2日間続けて長浜町の自宅を訪問しましたが、こちらには誰も居らず留守で青年後継人は平松町にお住まいだという事で電話で確認をいたしました。青年被後見人とは親子でありますが現在医師会病院の方に入院されており認知症の方もひどく自分の方で色々しないといけないという事でこういう申請をしましたという事でした。農地の地番、対価等について間違いないのでよろしくお願いしますという事でした。非常に安いのではないかと思いましたが、自分達では使う予定もないし荒らしたままにしているので、お母さんもこれで良いという事で譲り渡す事にしましたという事です。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。

13番 (土浜委員)

議案第32号No.15農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。

5月22日午前10時30分頃現地を見に行きました。資料の13ページをご覧下さい。申請地は県道用安バイパスの信号機から喜瀬集落へ向かう坂の頂上付近を土浜集落へ向かって少し入った所に有り、現在は観葉植物が植えられていましたがあまり手入れはされていない状態でした。周りは殆どサトウキビ畑でした。以上報告を終わります。

9番 (大山委員)

議案第32号農地法第3条の規定による許可申請No.16について調査報告をいたします。

5月21日(月)9時20分より笠利分室長と譲受人から申請内容及び現地確認をいたしました。申請地は2筆で和野集落内の譲受人の住宅の隣接地で、譲渡人は名瀬に住んでおり買ってもらえないかという話しで申請に至ったそうです。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

1番 (前山委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.16の渡人について調査報告をいたします。

5月21日(日)夕方4時頃に真名津町の自宅を訪問しまして本人と面談して確認をいたしました。農地の地番、対価等間違いありませんのでよろしくお願いしますという事でした。以上です。

1 4 番 (中村委員)

議案第32号農地法第3条の規定による許可申請No.17の譲受人と土地について調査報告いたします。

5月23日(火)午後6時に受人と面談し調査いたしました。譲渡人とは 友人で土地が受人の住宅の裏にあり使い勝手が悪いという事で双方の話し合 いで今回の申請に至ったという事です。申請書の記載内容についても間違い ないのでよろしくお願いしますという事でした。

土地については、32ページをご覧下さい。104番1が譲受人宅になります。その裏側に申請地があります。申請地は現在3分の1程バナナが植えてあり何時でも耕作が出来る状態です。残りは隣の方が使っていますがその方も納得されていますので整地をして作物を植えるという事でした。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

4番 (榮委員)

農地法第3条の規定による許可申請No. 17の渡人について調査報告をいたします。

5月24日(水)午前11時頃譲渡人の事務所に尋ね本人に直接話しを伺いました。農地の所在、面積、贈与を確認し申請書の記載内容に相違ない事を報告いたしました。以上です。

議 長 (松崎会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番 (吉委員)

No. 15 もNo. 16 も売買ですが、後継者等については調べてありませんか。

9番 (大山委員)

息子さんが節田の方にはいらっしゃるようですが、後継者という事では聞いておりません。

15番 (吉委員)

No. 17は贈与ですがこの二人の関係は何ですか。

14番 (中村委員)

友人とは聞いていますがそれ以上は聞いておりません。

事務局 (原住用分室主幹)

1月程前に受人が3条申請をしたいという話しがあった時に、如何ほどで買うのですかと聞きましたら言わなかったのです。それで贈与するという事で渡人に聞いたら良い友達だし自分の宅地の後ろにあり面積も大した事はなく使い勝手が非常に悪いのでそのままくれるという形です。

15番 (吉委員)

はい、分かりました。

議 長 (松崎会長代理)

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について、は担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について、は審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第4

議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といた します。事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局 (川内局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

No.6につきましては、賃貸借権設定の案件で駐車場を建設するための申請でございます。申請地は名瀬朝仁町の見取橋近くの住宅地の中の都市計画区域内の土地で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

以上1件でございます。

議 長 (松崎会長代理)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受 人、譲渡人、土地の順に報告をお願いします。

2番 (西委員)

農地法第5条の規定による許可申請のNo.16について調査報告をいたします。

5月20日午前9時頃に受人に申請地で聞き取り調査をいたしました。渡人とは従弟同士であるという事で月2万円で借りて駐車場にしたいという事です。駐車場として需要がありますかと尋ねましたら近くの駐車場は足りない位で需要はありますと答えていました。地番、面積、対価とも申請書のとおり間違いないとの事でした。

申請地は40,41ページをご覧下さい。周りは住宅地で現状は更地の状態でありました。以上です。

事務局 (池次長)

農地法第5条の規定による許可申請No.16の貸人について調査報告いたします。

本人が熊本市に在住のため電話で聞き取り調査をしました。先月非農地と 1日違いで申請書が遅れたため今月になっています。先月の隣の土地になり ます。4月14日午後3時45分に申請内容について聞きましてそれに相違 ないという事を確認しております。以上です。

議 長 (松崎会長代理)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第33号農地法第5条による許可申請については担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。

(議長交代)

議 長 (前山会長)

暫時休憩いたします。

議事を再開いたします。

日程第5

議案第34号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決 定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局 (川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

議 長 (前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

議案第34号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定 ついては、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第6

議案第35号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局 (川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を 満たしていることを報告いたします。

議 長 (前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

議案第35号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第7

議案第36号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局 (原住用分室主幹)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を 満たしていることを報告いたします。

議 長 (前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

議案第36号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号住用地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第8

議案第37号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(朝笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を 満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

議案第37号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。これから協議会へ移します。

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成29年 5月25日

奄美市農業委員会会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作 製 者 川内 進